

新人委第657号
平成19年12月26日

各任命権者様

新潟市人事委員会
委員長 丸山 正

平成19年改正条例等の施行に伴う俸給の切替えについて（通知）

新潟市給与条例の一部を改正する条例（平成19年新潟市条例第84号）及び新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（平成19年新潟市条例第85号）の施行に伴う俸給の切替えについては、条例及び人事委員会規則で定めるもののほか、下記に従って実施するよう通知します。

記

第1 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

改正条例 新潟市給与条例の一部を改正する条例（平成19年新潟市条例第84号）をいう。

改正教職条例 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（平成19年新潟市条例第85号）をいう。

改正前の条例 改正条例の規定による改正前の新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号）又は改正教職条例の規定による改正前の新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例（昭和34年新潟市条例第17号）をいう。

改正後の条例 改正条例の規定による改正後の新潟市給与条例又は改正教職条例の規定による改正後の新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例をいう。

初任給等規則 新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第29号）又は新潟市教育職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第47号）をいう。

施行日 改正条例又は改正教職条例の施行の日（平成19年12月18日）をいう。

切替期間 平成19年4月1日から施行日の前日までの期間をいう。

改正前の号俸 改正前の条例の規定による号俸をいう。

改正後の号俸 改正後の条例の規定による号俸をいう。

第2 切替期間における異動者及びその者の号俸(改正条例附則第2項関係又は改正教職条例附則第2項関係)

1 切替期間における異動者及びその者の号俸

改正条例附則第2項及び改正教職条例附則第2項の「人事委員会の定める職員」は、切替期間において、改正前の条例の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、次項から第4項までに規定する職員とし、これらの職員の改正条例附則第2項又は改正教職条例附則第2項に基づく号俸は、それぞれ次項から第4項までに定めるところによる。

2 昇格者等の号俸

切替期間において昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由による異動(以下この項及び第3において「昇格等」という。)により、改正前の号俸を決定された職員で、当該昇格等の日における改正前の号俸が同日において改正後の条例及び初任給等規則の規定を適用した場合に得られる号俸より有利な職員については、同日における改正前の号俸をもって、その者の同日における改正後の号俸とする。

3 昇給者等の号俸

切替期間において昇給又は復職時等における号俸の調整による異動により、改正前の号俸を決定された職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員については、当該異動の日における改正前の号俸をもって、その者の同日における改正後の号俸とする。

4 人事委員会の個別承認により号俸を決定された職員の号俸

切替期間において改正前の号俸を個別に人事委員会の承認を得て決定された職員のうち、当該改正前の号俸が当該決定の日において改正後の条例、初任給等規則、前2項等の規定を適用した場合に得られる号俸より有利な職員については、前2項の規定にかかわらず、同日における改正前の号俸をもって、その者の同日における改正後の号俸とする。

第3 施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整(改正条例附則第3項関係又は改正教職条例附則第3項関係)

施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における

号俸については、改正条例附則第3項又は改正教職条例附則第3項の規定に基づき、次に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

施行日から平成20年3月31日までの間において昇格等をした職員のうち、平成19年4月1日から当該昇格等の日までの間において、改正後の条例の規定の適用がなく、かつ、改正前の条例及び初任給等規則等の規定の適用があるものとして昇格等をしたものとした場合に得られる号俸が同日における改正後の号俸より有利な職員については、当該改正後の条例の規定の適用がなく、かつ、改正前の条例及び初任給等規則等の規定の適用があるものとして昇格等をしたものとした場合に得られる号俸をもって、その者の同日における号俸とすることができる。

前号に規定する職員のうち、昇格等に係る号俸について個別に人事委員会の承認を得て決定することとされている職員にあっては、同号の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の当該昇格等の日における号俸について調整を行うことができる。

第4 切替えに関する特例

停給の切替えに関し、この通達により難しい場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に定めることができる。